

## 「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」の開催要領

### 1 目的

独立行政法人における内部統制の向上を図るため、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）において、「各独立行政法人は、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の業務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。」と決定されている。これを踏まえ、平成 20 年に国会に提出された独立行政法人通則法改正法案（以下「改正法案」という。）では、独立行政法人に対して、業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）を業務方法書に記載する義務（民間企業における会社法による内部統制に係る義務に相当）を新たに課すこととされたところである。

また、整理合理化計画では、「独立行政法人における監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。」こととされている。

さらに、政策評価・独立行政法人評価委員会が取りまとめた「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日）においても、各府省の独立行政法人評価委員会による内部統制に係る取組についての評価が取り上げられており、内部統制は独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく評価においても重要な視点となっている。

民間企業においては、既に会社法（平成 17 年法律第 86 号）及び金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）において、法の目的に応じて必要な内部統制制度が導入されている。今般の改正法案で会社法と同等の内部統制に係る義務を独立行政法人に課すこととされたことを踏まえれば、独立行政法人における内部統制の検討に当たっては、民間企業における内部統制に関する会社法規制への対応実態等を参考にすることが考えられる。ただし、独立行政法人は民間企業とは法人としての制度設計や業務の性質等が異なることから、独立行政法人の特性を踏まえた内部統制について論点を整理する必要があると考えられる。

このような状況を踏まえ、各独立行政法人からのヒアリング、会社法に対応した民間企業の内部統制の実態の把握等を通じて、独立行政法人における内部統制と評価について検討を行うことを目的とする有識者による研究会を開催することとする。また、整理合理化計画において、現行の各府省の評価体制について、内閣全体として一元的に評価する仕組みに改めることとされており、評価の一元化の準備の一環として、より効率的で厳格な評価の実施の前提となる内部統制に係る情報の活用についても検討を行うものとする。

### 2 主な検討事項

- (1) 独立行政法人における内部統制の意義
- (2) 独立行政法人の内部統制の特性
- (3) 独立行政法人の内部統制と評価（監事監査を含む）

### 3 構成員

構成員は、別紙のとおりとする。

### 4 運営

- (1) 本研究会は、総務省の行政管理局長及び行政評価局長の研究会として開催する。
- (2) 本研究会には、座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、構成員の互選により決定し、座長代理は、構成員の中から座長が指名する。
- (4) 座長は、本研究会を招集し、主宰する。また、座長代理は座長を補佐し、座長不在のときは、その職務を代行する。

- (5) 本研究会は、座長の定めるところにより、必要に応じ外部の関係者の出席を求め、意見を聴取するものとする。
- (6) 座長は、上記のほか、本研究会の運営に必要な事項を定める。

## 5 開催予定

平成 21 年 7 月以降、平成 21 年度中に必要に応じ開催する。

## 6 庶務

研究会の庶務は、総務省の行政管理局独立行政法人総括及び行政評価局独立行政法人担当において処理する。

(別紙)

「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」の構成員

梶川 融 太陽A S G有限責任監査法人総括代表社員 (C E O)

樫谷 隆夫 日本公認会計士協会常務理事

黒川 繁夫 独立行政法人宇宙航空研究開発機構監事

鈴木 豊 青山学院大学大学院教授、会計プロフェッション研究科長

夏目 誠 株式会社J R東日本リテールネット代表取締役社長

野口 貴雄 独立行政法人環境再生保全機構監事

畠中 誠二郎 中央大学総合政策学部教授

平澤 冷 国立大学法人東京大学名誉教授

(五十音順・敬称略)